

EPAの「いろは」セミナー ～生鮮果実・野菜編～



2021年7月15日

東京共同会計事務所



■ 弊所のご紹介

社名 : 東京共同会計事務所
設 立 : 1993年8月
所在地 : 東京都千代田区丸の内3-1-1
国際ビル9階
代表者 : 内山 隆太郎
対応言語 : 日本語・英語・中国語・ベトナム語・タイ語

問合せ番号 : 03-5219-8074
メールアドレス : epa.info@tkao.com
Website : www.tkao.com/epa/

構成員 : 273名 (2021年7月1日現在)

- 公認会計士 (30名)
- 会計士補・公認会計士新試験合格者 (2名)
- 税理士 (44名)
- 税理士科目5科目合格者 (3名)
- 科目合格者 (16名)
- 司法書士 (7名)
- 行政書士 (3名)
- 弁理士 (3名)
- 通関士有資格者 (12名)



■TKAOの概要 -トレード・コンプライアンス部-

トレード・コンプライアンス部では、
EPA/FTAに関するサービスを2つのサービスラインで展開

■EPA/FTAコンサルティング事業

対応会社数 5,000 社超	経済産業省委託事業 EPA相談デスク 7 年連続受注	日本で唯一の EPA相談デスク 運営事業者
個別相談実績 約 35,000 件超	経験豊富な FTA専門家 集団	FTA関連講演 100回超/年 参加者数 2,000人超 (過去1年間実績)

比類ないEPA/FTA業務支援実績
国内で最も経験豊富な
EPA/FTAプロフェッショナル集団

■原産性証明システム事業



JAFTASは、経済連携協定^(※1)の活用で
自動車業界・自動車部品業界を世界とつなぐための
共通プラットフォームです。

1 共通プラットフォームのご提供

- 複数社からの調査依頼・回答を一元管理し、皆様の時間を軽減します。
- 円滑なコミュニケーションと効率的な進捗管理を実現します。

2 専門家サポートのご提供 (JAFTAS サポートデスク)

- FTAコンサルティングの経験豊かな専門家が皆様のあらゆる疑問や不安に寄り添ってサポートします。
- 難解な協定の解釈から証明作業の理解促進と実践までをトータルに支援します。

**JAFTASは、
契約企業とサプライヤーを繋ぎ
FTA原産性調査を行うクラウドサービス**

※サービス提供は、株式会社トレードコンプライアンスで実施しております。

■ 本セミナーの流れ

第一部

EPAとは？

第二部

EPAを適用するための手続き

－ 休憩時間 5分

第三部

例題：第三者証明制度における手続き

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部

例題：自己証明制度における手続き

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

■ 本日のゴール

本セミナー受講後には、
このようになっていることが目標です！

EPAのメリット
が分かった！



EPAを使うため
に必要な手続き
が分かった！

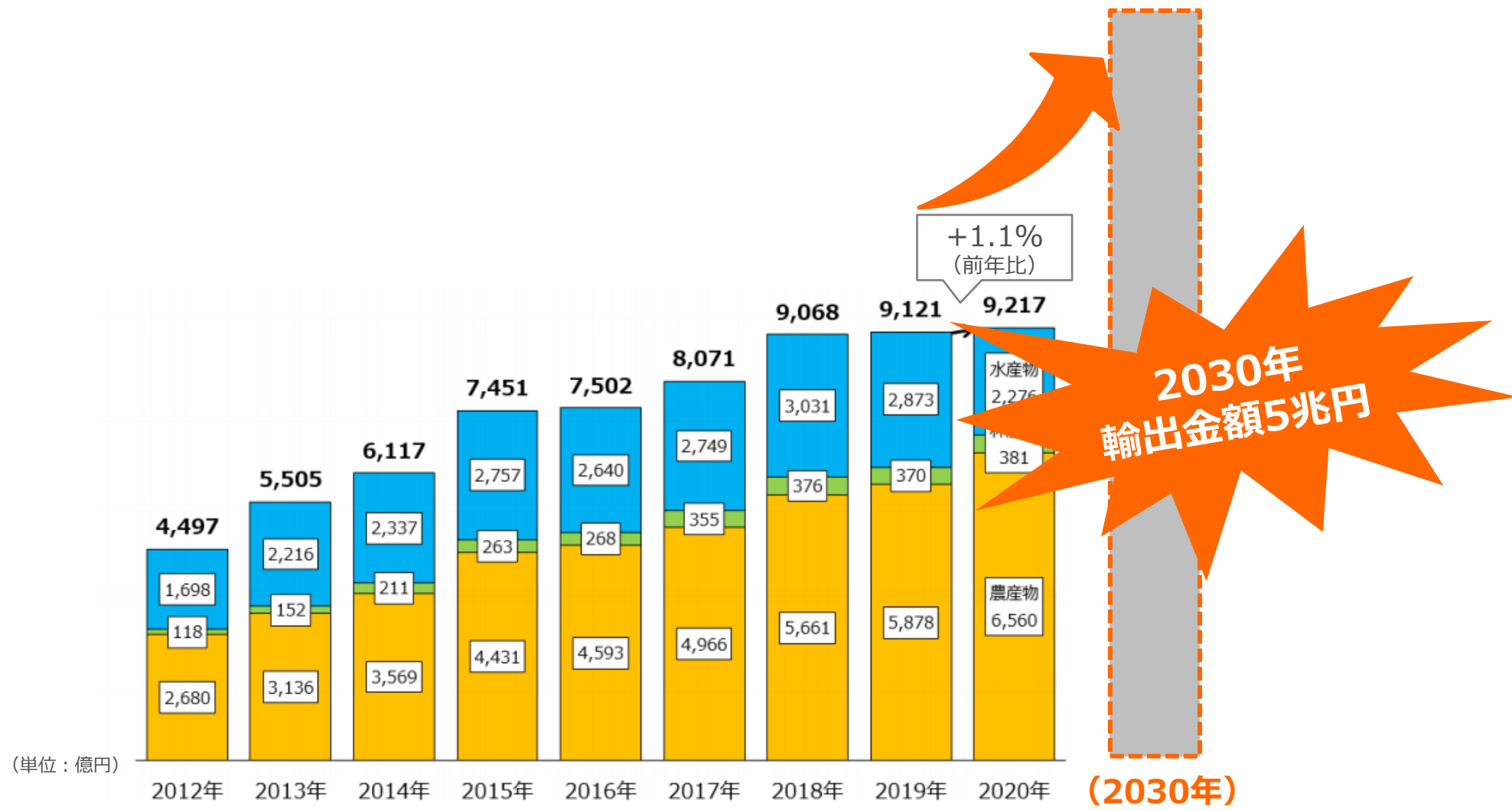


EPAを
使えそうな気が
してきた！



日本の食品輸出動向

今後ますます食品輸出のチャンスは広がっていくことが想定される



引用：令和2年 農林水産物・食品の輸出額 に一部加筆
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/attach/pdf/zisseki-274.pdf ※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

日本の食品輸出動向

EPA活用効果は現地コスト削減・販売先拡大

農林水産大臣賞※（平成29年ー令和2年度）事例分析
輸出促進のために実施した施策



※データ出典：輸出に取り組む優良事業者表彰 よりTKAOが分析し作成
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi_zirei/index.html

第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

第三部**例題：第三者証明制度における手続き**

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部**例題：自己証明制度における手続き**

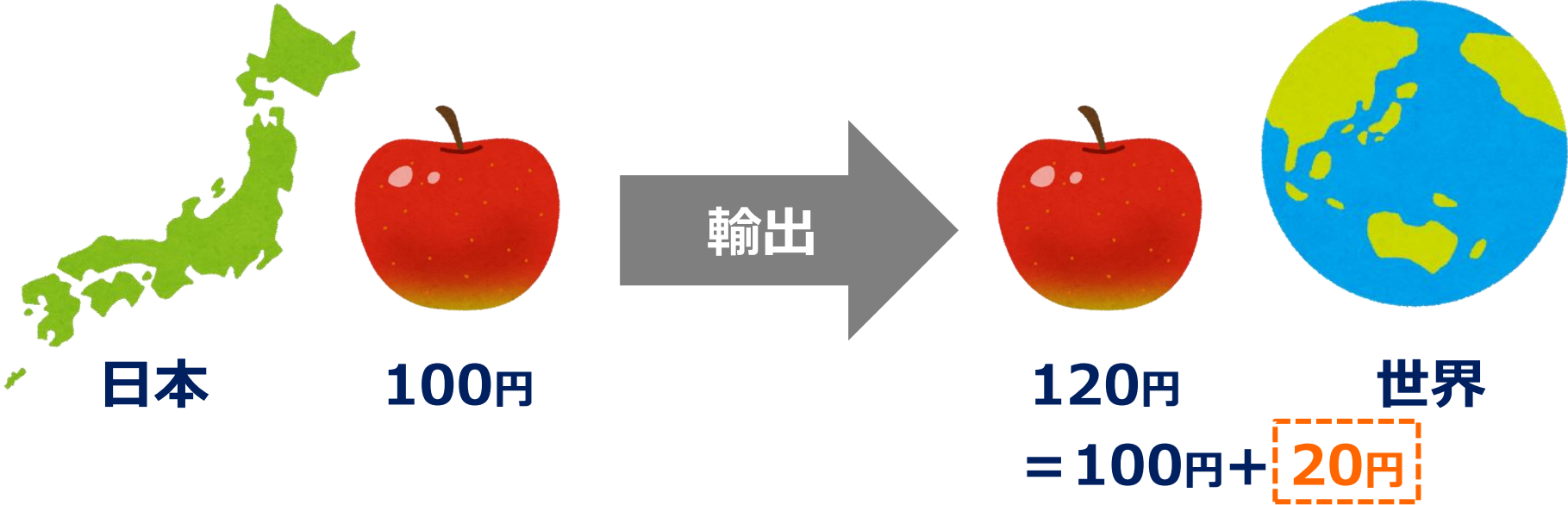
主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

■「関税」？？たまたにニュースで聞くけどなんだっけ？

関税＝海外から商品を輸入する際にかかる税金

海外から輸入される商品に税金をかけることで、
輸入品に対するコストを増加させ、国内の産業を守る効果がある

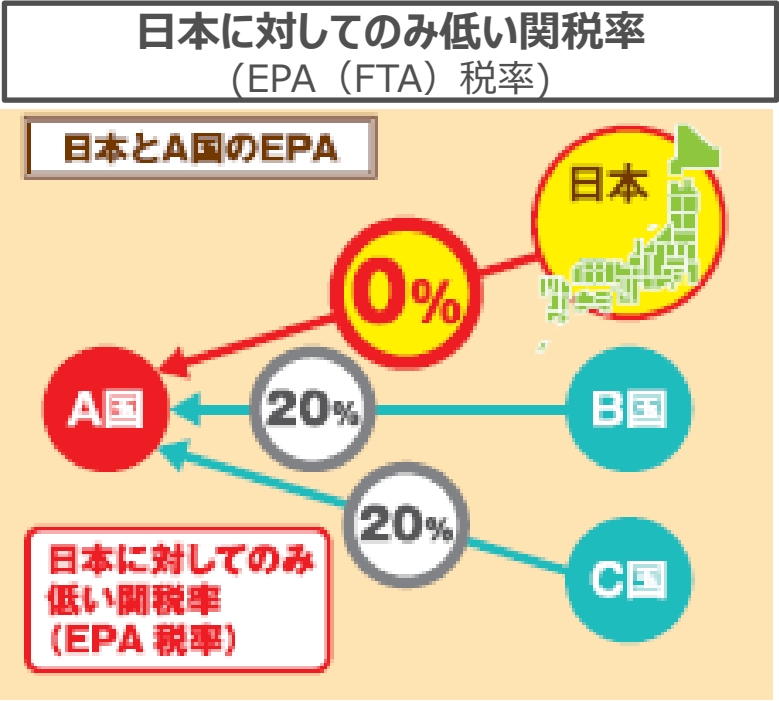
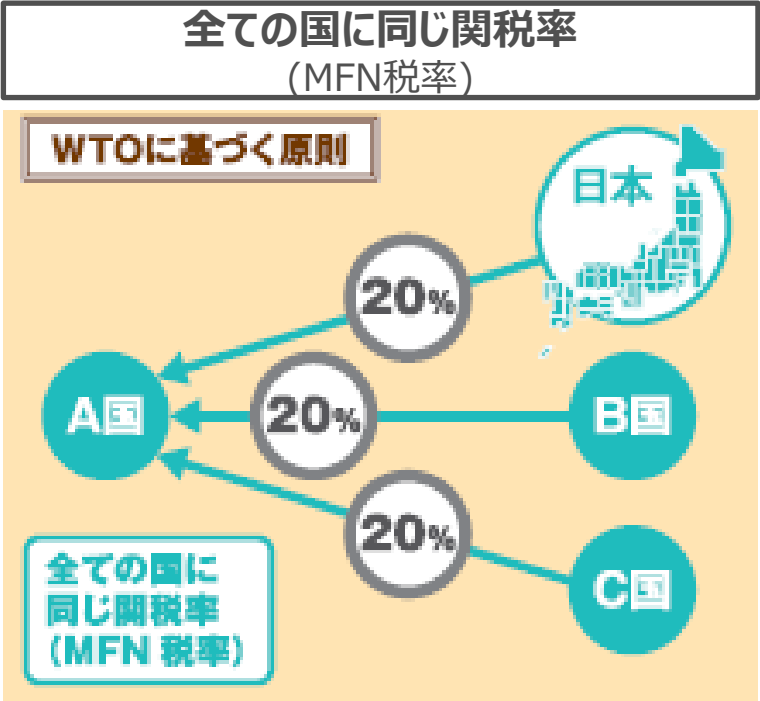
りんごの関税率が20%だった場合



■「関税が削減・撤廃される」ってどういうこと？

輸入するときにかかるコストを削減すること

通常より低い関税率が適用されることによって、関税額を削減できる



WTO：World Trade Organization (世界貿易機関)
MFN：Most Favoured Nation Treatment (最恵国待遇)
MFN税率：通常適用される関税率

課税価格*
100円

× 20%

=

関税額
20円

課税価格*
100円

× 0%

=

関税額
0円

* 現実支払価格+輸入港までの運賃・保険料等

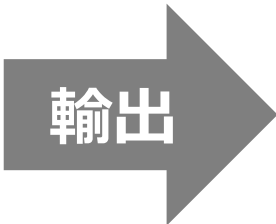
■ 例えばこの果物・野菜、どれくらい下がる？

税率は国・産品によって異なる（EPA適用による関税率削減例）

輸出産品	輸出国	協定	適用前関税率	適用後
りんご 	ベトナム	日ベトナム	8.0%	0%
かんしょ 	タイ	日タイ 日アセアン	40.0% ※冷凍の場合は30%	0%
温州みかん 	ベトナム	日ベトナム	30.0%	0%
いちご 	インド	日インド	30.0%	0%

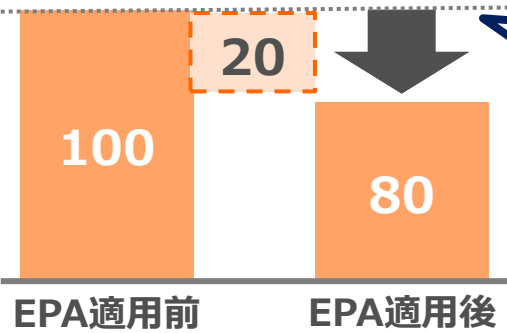
■ 輸出者・生産者にもメリットある？

EPA対応の依頼に協力



輸入者のコスト削減 = 利益UP

※輸入関税が売主負担となるインコタームズDDP（インコタームズ2020）の場合は対象外



輸出者・生産者も
HAPPY！

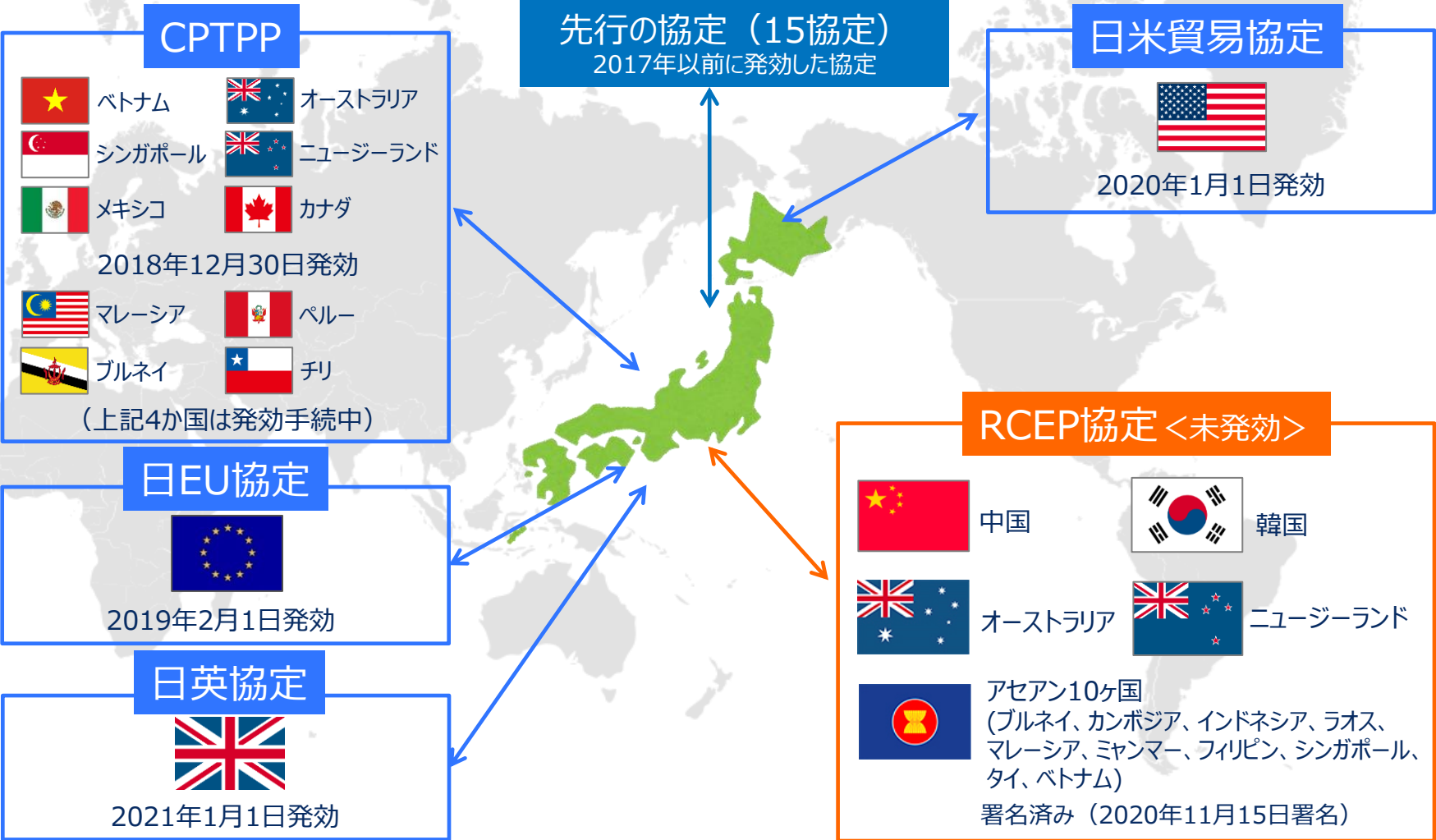


販売量UP
販路拡大

価格競争力UP

■ EPA利用のチャンスが拡大している！

アジアを中心に現在19協定が利用可能
2018年以降メガEPA【CPTPP/日EU/RCEP】を相次いで締結



日本の輸出先、どの国でEPAを締結している？

相手国一覧

認定輸出者制度導入

相手国	第三者証明制度			自己証明制度	相手国	第三者証明制度		自己証明制度	
	二国間	日アセアン	RCEP*2	CPTPP		二国間	RCEP*2	二国間	CPTPP
マレーシア	日マレーシア	○	○	○*1	オーストラリア	日オーストラリア	○	日オーストラリアは自己証明制度もあり	○
タイ	日タイ	○	○*3		ニュージーランド		○		○
フィリピン	日フィリピン	○	○		ペルー	日ペルー			○*1
ベトナム	日ベトナム	○	○	○	メキシコ	日メキシコ			○
ブルネイ	日ブルネイ	○	○	○*1	チリ	日チリ			○*1
シンガポール	日シンガポール	○	○*3	○	カナダ				○
ミャンマー		○	○		アメリカ合衆国			日米貿易協定	
ラオス		○	○		EU			日EU協定	
カンボジア		○	○		スイス	日スイス			
インドネシア	日インドネシア	○	○		イギリス			日英協定	
インド	日インド				中国		○*3		
モンゴル	日モンゴル				韓国		○		

*1 ブルネイ、チリ、ペルー、マレーシアでは2021年7月14日時点で未発効のため、利用できません。
*2 RCEPは将来的に自己証明制度も利用可能になる可能性がございます。2021年7月14日現在は未発効
*3 2021年7月14日現在、国内手続きが完了している国は、シンガポール、中国、タイ、日本。

第一部：EPAとは？

■ 証明制度とは？どんな違いがある？

各EPAと証明制度
の一覧はP14参照

各EPAで採用されている証明制度が異なる

複数の証明制度が採用されている場合は、「時間」と「コスト」で比較

時間
コスト

第三者証明制度



認定輸出者制度



自己証明制度

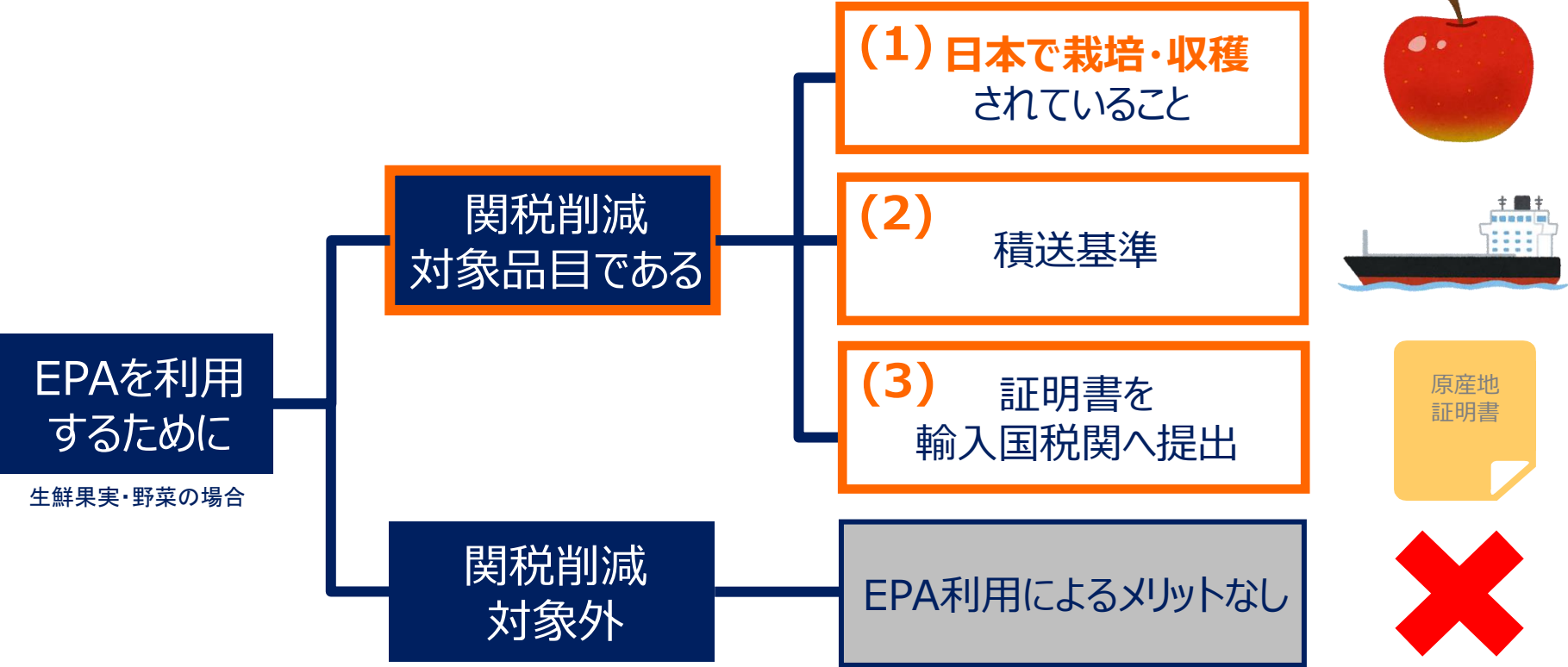
		第三者証明制度	認定輸出者制度*	自己証明制度
1	証明書	第一種特定原産地証明書	第二種特定原産地証明書	原産地証明書 (自己申告書)
2	ポイント	日本商工会議所（日商） への手続きが必要	・日商手続き不要 ・経済産業省の認定必要 (認定有効期限：3年)	・日商手続き不要 ・経済産業省の認定不要
3	時間・コスト	<時間> ・企業登録：原則7営業日 ・判定依頼～承認：原則3営業日 ・発給申請～取得：原則2営業日 <コスト> ・発給費用：1件2,000円+500円× 産品数	<時間> 認定輸出者自ら原産地証明書を作成 することができるため、第三者証明制度 と比較すると短時間で書類準備が可能。 <コスト> 登録免許税法に基づく登録免許税： 9万円 認定更新手数料：5,000円（電子申 請の場合は4,550円） ※登録・更新費用以外は無料。	<時間> 輸出者自ら証明するため、第三者証 明制度と比較すると短時間で書類 準備が可能。 <コスト> 日商手続きや経済産業省の認定な ど公的手続きが不要な為、他の2つ の制度と比べコストもかからない。

*認定輸出者制度を採用している協定は、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定

■ EPAを使ってみたくなってきた！何から始める？

EPAを利用するためには3つの条件を満たすこと

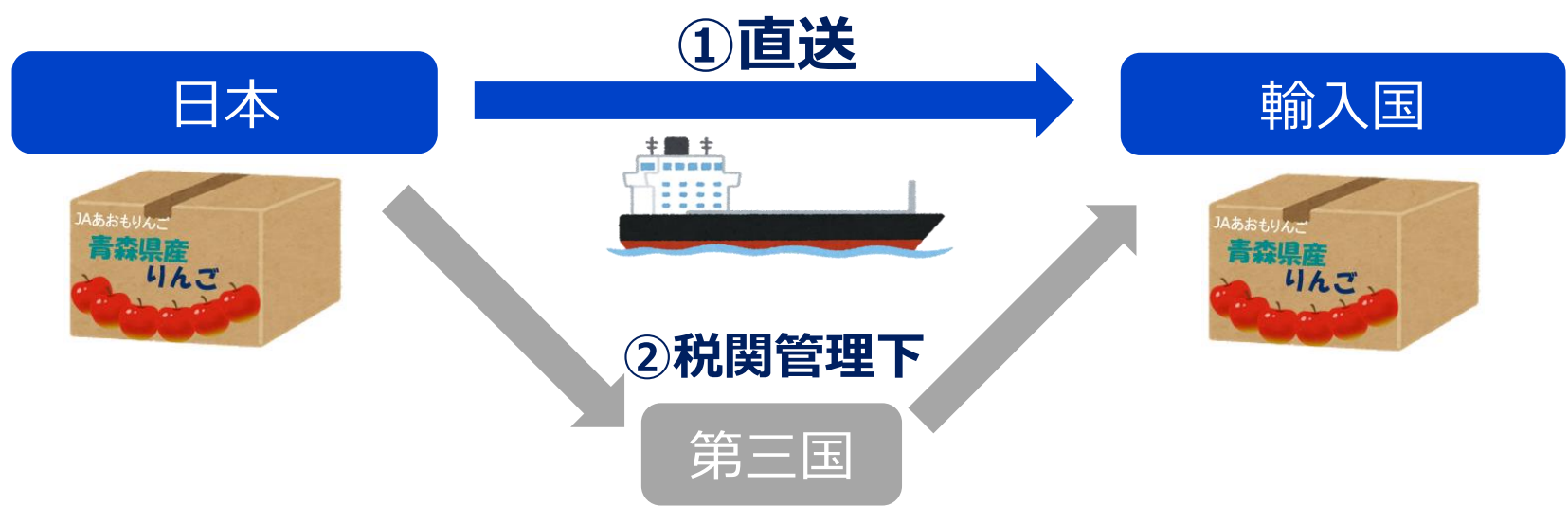
EPAを利用するためには、関税削減対象品目であることを前提として大きく分けて3つの条件を満たしていることが必要



■ 積送基準ってどんな基準？

輸入国に到着するまで原産品としての資格があるか？

原産品が輸入国へ到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうか確認が必要



②の場合においては、輸入者は輸入国の要請に応じて、
通し船荷証券などの運送書類、
経由地で実質的な加工を施していないことを示す根拠（非加工証明書等）
を提出する必要がある

■ 証明書ってどんな証明書？

原産品であることを証明する書類（原産地証明書）

原産地証明書を輸入国税関に提出することで、
EPA税率（関税削減）が適用される

